

氏 名 長尾 政史

登録番号 第 07090006 号

事務所名称 長尾政史社会保険労務士事務所

事務所所在地 福島県郡山市富田町字下双又 14-44 トミタプラザ105

所属社会保険労務士会 福島県社会保険労務士会

処分内容 3か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和7年6月5日から3ヶ月)

処分理由 第1に、株式会社Aから依頼された雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金申請業務に関して、令和2年8月から令和4年9月までの2年2か月にわたって、当該業務を行わず、また、同社からの申請状況の照会に対しても回答を行わない等、受託業務を怠った

第2に、税理士でないにもかかわらず、平成 29 年から令和2年まで、Bの求めに応じて、確定申告書類を作成し報酬を得るなど、税理士業務を行っていたものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。